

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年11月22日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している風車型風向風速計検査装置(以下、「本装置」という。)のソフトウェア等の改修を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本設備の構造及び動作並びに制御ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 風車型風向風速計検査装置のソフトウェア等の改修
- (2) 業務内容 風車型風向風速計検査装置のソフトウェア等の改修、総合動作試験等
- (3) 履行期限 平成30年3月27日(火)

3 業務目的

本装置は、気象庁が気象観測に使用する風車型風向風速計の部内検査に使用しているものであり、老朽化した検査制御部を更新し、データ変換部を含めたソフトウェア改修を行い性能及び機能を最適な状態に維持することを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、気象庁が観測に使用する風車型風向風速計の風速についてサーボモーターを制御し風速軸を回転させその回転数と風速の関係から風速の出力を変換処理し、風速値の検査と合否判定、調整に必要な風速出力信号の情報を、風向については、ステッピングモーターを使用し基準となる角度毎に風向軸を回転させ風向軸に直結したエンコーダーのグレイコード出力をデジタル変換し、風向値の検査と合否判定、調整に必要な風向

出力信号の情報を、得るための装置である。

本装置はサーボモーターとステッピングモーターを制御し、高精度な回転及び角度制御を行う検査装置であることを十分に理解し、本装置の仕様に支障を与えない様作業できる技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

風車型風向風速計検査装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための5.業務の詳細な説明の別添仕様書の各要件を満足するようなソフトウェアの改修等を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、本作業に起因する観測装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

同種の風車型風向風速計検査装置の設計・製作実績を有し、機器販売実績及び設置・調整・改修の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

同種の風車型風向風速計検査装置のソフトウェアの製作、改修等の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 永田 圭子

電話 03-3212-8341(内線 2187) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年11月22日から平成29年12月13日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年12月14日 17時まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思

確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。